

○国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における「マテリアル先端リサーチインフラ」実施要項

(令和4年3月28日学長裁定)

改正 令和5年3月28日

改正 令和5年4月 1日

## 第1 趣旨

この要項は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における「マテリアル先端リサーチインフラ」（以下「ARIM」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 目的

ARIMは、国立研究開発法人物質・材料研究機構その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と連携の上、本学がARIM事業に登録した設備、機器（以下「ARIM共用設備等」という。）の共用を図り、高品質なマテリアルデータの収集・蓄積が可能な共用基盤の整備を行うことを目的とする。

## 第3 定義

- 1 この要項において「利用」とは、ARIM共用設備等の利用中の維持管理、実験データ等の取得、実験用試料等の処理等を、利用者（第7第2項に規定するARIM共用設備等の利用の承認を受けた者をいう。以下同じ。）が自ら行うことを前提とし、利用者が主体的に又は本学の協力を得て行う研究開発に対し、当該ARIM共用設備等を有償又は無償により利用することをいう。
- 2 この要項において「秘密情報」とは、本学又は利用者が相手方に開示した技術情報、自己の事業又は運営等に係る技術情報以外の情報であって、秘密である旨の表示がなされている書類又は電磁的記録（複製されたものも含む。）及び口頭で開示された情報のうち、開示に際し秘密である旨明示され、開示後30日以内に書面で開示者から開示内容を特定の上秘密である旨通知されたものの総称をいう。ただし、次の各号に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。
  - (1) 相手方からの知得時に既に公知の情報又は相手方から知得後に自己の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
  - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
  - (3) 相手方から当該情報を知得した時点で既に保有していたことが書面により立証できる情報であるもの
  - (4) 相手方から知得した情報によらないで独自に創出したことが書面により立証できるもの
  - (5) 相手方から開示を受けた後、秘密情報によらず、独自に創出したもの
  - (6) 法令又は裁判所の命令により開示を義務付けられたもの
- 3 この要項において「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許権、実用新案権、意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
- (2) 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
- (4) 前3号に掲げる権利の対象とならない技術情報（実験データ、サンプル等の試料及び図面等を含む。）のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、本学と利用者が合意の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

#### 第4 運営委員会

- 1 本学に、マテリアル先端リサーチインフラ運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) ナノマテリアルテクノロジーセンター長（以下「センター長」という。）
  - (2) ナノマテリアルテクノロジーセンターから選出された教授又は准教授
  - (3) その他センター長が必要と認めた者
- 3 前項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 第5

委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) ARIMの方針策定及び運営に関する重要事項
- (2) ARIM共用設備等の利用に係る課題の選定等に関する事項
- (3) その他ARIMに関する重要事項

#### 第6

- 1 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

#### 第7 利用申込み及び承認

- 1 ARIM共用設備等を利用しようとする者（以下「利用申込者」という。）は、この要項を遵守することに同意した上で申込みを行うものとする。
- 2 利用申込者は、研究・技術課題（以下「課題」という。）ごとに所定の共用設備等利用申込書兼実施承認書（以下「申込書兼実施承認書」という。）を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 委員会は、前項の申込みがあったときは、次に掲げる要件を検討し、ARIM 共用設備等の使用状況を勘案した上で、当該申込みの承認を決定するものとする。

- (1) ARIM 共用設備等の利用を希望するものであること。
- (2) 利用が、科学技術の振興、社会・経済への貢献等の公共性を有するものであること。
- (3) 利用が、本学の教育研究活動上重大な妨げとなるおそれがないこと。
- (4) この要項及び本学より当該 ARIM 共用設備等に固有の特約等が示された場合の当該特約等に同意していること。
- (5) 利用申込者が、第 11 に定める遵守事項に違反するおそれがないこと。
- (6) 利用申込者又はその者の所属機関が、第 10 に定める利用料金を負担する能力を有していること。
- (7) 利用申込者又はその者の所属機関が、第 19 に定める損害を賠償する能力を有していること。
- (8) 研究開発要素が含まれ、かつ、他の民間分析・加工・合成サービス等での対応が難しいもの
- (9) 本学が有する研究力及び技術力・ノウハウ等が求められるもの
- (10) 重要技術領域の推進及びデータ創出の観点で必要性・重要性が認められるもの
- (11) 本学が保有する特徴的な研究設備やデータの利用が効果的と考えられるもの
- (12) 新たな研究テーマの発掘や将来的な共同研究、事業化等への発展性など、利用課題の発展性・将来性が期待されるもの

4 委員会は、特に前項第 1 号から第 8 号までに定める要件のうち、いずれかが満たされない場合は、ARIM 共用設備等の利用を受け入れないことがある。

5 委員会は、第 3 項の承認を決定したときは、速やかにその旨を利用申込者に通知するものとする。

## 第 8 利用形態

ARIM 共用設備等の利用の形態は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 技術代行 利用者から提出された試料等を、当該利用者に代わり、本学の教職員が ARIM 共用設備等を使用して測定・試験すること。
- (2) 機器利用 ARIM 共用設備等を利用者自らが使用し、試料等を測定・試験すること。
- (3) 技術補助 利用者が本学の教職員の支援を受けて ARIM 共用設備等を使用し、試料等を測定・試験すること。
- (4) 技術相談 利用者が持つ技術的な問題の解決に向けて、本学の教職員が相談に応じること。

## 第 9 データ創出設備

利用者は、第8第1号から第3号までに規定する利用形態において、データ創出設備（ARIM 共用設備等のうち、データ構造化が完了し、データの収集・蓄積が行われる装置をいう。以下同じ。）を使用する場合は、その使用により創出されたデータを本学及び関係機関に提供することについての可否を選択できるものとする。

2 前項の規定により利用者がデータを提供することを選択した場合のデータ登録等の利用条件については、別に定める。

## 第10 利用料金

1 利用料金は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1日パス（ARIM 共用設備等を1日間利用することができるものをいう。以下同じ。）

利用者の区分	データ創出設備を使用する場合		データ創出設備を使用しない場合又は技術相談の場合
	データ提供なし	データ提供あり	
国内外の大学、高等専門学校、公的研究機関又はこれに準ずる機関に属する者（以下「大学等所属者」という。）	17,500円	12,250円	12,250円
大学等所属者以外の者	35,000円	24,500円	24,500円

(2) 半年パス（第7第5項に規定する通知を行った日（以下「通知日」という。）から起算して6月を超えない範囲内において、1日パスを20回利用することができるものをいう。）

利用者の区分	データ創出設備を使用する場合		データ創出設備を使用しない場合又は技術相談の場合
	データ提供なし	データ提供あり	
大学等所属者	175,000円	122,500円	122,500円
大学等所属者以外の者	350,000円	245,000円	245,000円

(3) 年間パス（通知日から起算して1年を超えない範囲内において、1日パスを40回利用することができるものをいう。）

利用者の区分	データ創出設備を使用する場合		データ創出設備を使用しない場
	データ提供なし	データ提供あり	

			合又は技術相談 の場合
大学等所属者	350,000 円	245,000 円	245,000 円
大学等所属者以 外の者	700,000 円	490,000 円	490,000 円

- 2 利用者は、本学の指定する方法により、利用料金を前納しなければならない。ただし、通知日の翌日から起算して、ARIM 共用設備等の利用開始の日の前日までの期間が30日に満たないときは、通知日の翌日から起算して30日以内で本学が指定する日までの間に、利用料金を納付することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、技術代行の1日パスに係る利用料金については、後納とする。
- 4 利用者が所定の期日までに利用料金を納付しないときは、その翌日から納付する日までの日数に応じ、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学債権管理細則第11条第1項に定める割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
- 5 本学は、利用者が技術代行の1日パスを利用する場合であって、ARIM 共用設備等の利用の承認を受けた期間を超えて測定等が必要となったときは、利用者に対し当該延長期間分の利用料金を請求するものとする。
- 6 本学は、納付された利用料金を返還しない。ただし、第12第2項の規定により利用が中止となったとき又は利用者の責によらない ARIM 共用設備等の故障若しくは天災等のやむを得ない事情により、利用が不可能になったときは、利用料金の全部又は一部を返還する。

#### 第11 遵守事項

利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この要項及び申込書兼実施承認書に記載されている事項
- (2) 本学教職員の指示及び利用する ARIM 共用設備等ごとに定める遵守事項
- (3) 危険が生じるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 関係法令、学内規則等に違反する行為を行わないこと。
- (5) ARIM 共用設備等を破損するおそれがある行為を行わないこと。
- (6) 本学の業務遂行に支障となる行為を行わないこと。
- (7) ARIM 共用設備等の利用の終了時には、ARIM 共用設備等を利用開始前の状態に復帰させること。
- (8) 利用の承認を受けた利用目的以外に ARIM 共用設備等を利用し、又は第三者に利用させないこと。
- (9) その他 ARIM 共用設備等の利用に当たって本学が定める事項

#### 第12 利用承認の取消し等

- 1 委員会は、利用者が第11の規定に違反したときは、第7第2項のARIM共用設備等の利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。
- 2 委員会は、本学の管理上の必要があると認めるときは、利用者に対して、利用を中止させることができる。

#### 第13 ARIM共用設備等

ARIM共用設備等の一覧は、本学ホームページへの掲載等により、周知するものとする。

#### 第14 利用報告書

- 1 利用者は、本学が指定する期日までに所定の利用報告書を本学に提出しなければならない。
- 2 本学は、前項の規定により提出のあった利用報告書を原則として公開するものとする。ただし、利用報告書の公開は、利用者が特許取得等のため公開猶予を希望する場合は、利用日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して最長2年まで猶予することができる。

#### 第15 成果の利用記載

利用者が論文等によりARIM共用設備等の利用による成果を公表する場合は、当該ARIM共用設備等を利用した旨の記載をしなければならない。

#### 第16 情報の取扱い

- 1 利用者は、利用の結果得られた情報の管理、保管、消去等を自ら行うものとする。
- 2 利用者は、利用の結果得られた情報及びこれに関連して利用者が所有している情報の全部又は一部を、本学が管理運営するデータ登録サービスへ登録する場合には、別に定める国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学「マテリアル先端リサーチインフラ」データ登録約款に同意するものとする。
- 3 利用者が第11に定めた遵守事項に違反した場合若しくは違反していると本学が信じるに足る相当の理由がある場合、第5項に反して秘密情報の目的外使用を行った場合、第6項に該当する場合又はARIM共用設備等の管理運営等に関する特段の必要があると本学が認める場合は、第4項、第5項及び第7項の定めにかかわらず、利用者は、本学の求めに応じて、全ての必要な情報を本学に開示しなければならない。利用終了日以後5年間についても、同様とする。
- 4 秘密情報の受領者（以下「受領者」という。）は、秘密情報を第三者に対して開示し、又は提供することはできない。ただし、開示目的を達するためであって、開示者の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りでない。受領者が開示者の承諾を得て秘密情報を第三者に開示又は提供する場合は、受領者はこの要項において自己が負う秘密保持義務と同様の秘密保持を当該第三者に義務付けるものとする。
- 5 受領者は、秘密情報を本利用の目的以外のいかなる目的にも使用し、若しくは利用し、又は複製（開示目的の場合を除く。）することはできない。この場合にお

いて、相手の秘密情報を利用して知的財産権を創製することは本利用の目的にはならない。

6 受領者は、秘密情報につき、裁判所又は行政機関から法令に基づく開示を命じられた場合は、次に掲げる措置を講じることを条件に、当該裁判所又は行政機関に対して当該秘密情報を開示することができる。

(1) 開示する内容をあらかじめ開示者に通知すること。

(2) 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること。

(3) 開示に際して、当該秘密情報が秘密である旨を書面により明らかにすること。

7 受領者は、本利用の目的に携わる各々の役職員に対してのみ、秘密情報を開示するものとし、当該情報が秘密を保持すべき事項であることを明示すること。

8 受領者は、自己がこの要項に基づき負うと同様の義務を前項の開示に係る役職員が負うことにつき、一切の責任を負うものとする。

9 本学と利用者は互いに、秘密情報に瑕疵があった場合でも、瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとし、それらについて一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

#### 第17 知的財産権

ARIM 共用設備等の利用により生じた知的財産権の帰属又は取扱いについては、当該知的財産権の発生事態等を勘案して、利用者及び本学が協議の上、決定するものとする。

#### 第18 事故補償の免責等

1 本学は、利用者の故意又は過失により発生した事故による利用者の負傷等に対する補償は行わない。

2 本学は、施設等の故障等により生じた利用者の損害を賠償する責任を負わない。

3 本学は、第12第2項の規定により利用を中止させた場合の利用者の損害を賠償する責任を負わない。

4 本学は、利用者が持ち込んだ試料等の滅失又は毀損に対しては、本学の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、賠償の責任を負わない。

5 利用者は、ARIM 共用設備等の利用によって第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任と負担により解決するものとし、本学は当該紛争に関して一切責任を負わないものとする。

6 利用終了日以後についても、前各項と同様とする。

#### 第19 損害賠償

利用者は、故意若しくは重大な過失又は第11に規定する遵守事項に反する行為により ARIM 共用設備等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。利用終了日以後についても、同様とする。

#### 第20 利用の停止等

- 1 本学は、本学が必要と判断する場合、利用者に通知することなく、この要項その他 ARIM 共用設備等の利用に係る定めの内容の一部又は全部を変更し、又は ARIM 共用設備等の利用を停止、中断、中止若しくは終了させることができるものとする。
- 2 本学は、前項の規定による変更又は利用の停止、中断、中止若しくは終了の場合には、第 10 第 6 項ただし書きに規定する利用料金の全部又は一部返還を除き、利用者に対して一切の責任を負わないものとする。

#### 第 2 1 準拠法、裁判管轄

- 1 この要項の成立、効力、履行及び解釈に関しては、特段の定めのない限り日本国法に準拠するものとする。
- 2 この要項及び ARIM 共用設備等の利用に関する一切の紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、個人である利用者の住所地が日本国外にあるとき又は法人である利用者の本店所在地が日本国外にあるときは、利用者及び本学のこの要項又は ARIM 共用設備等の利用に関する紛争は、一般社団法人日本商事仲裁協会において、当該機関の仲裁規則に基づく仲裁によってのみ解決されるものとする。その仲裁判断は終局的なものであり、利用者と本学双方に対して拘束力を持つものとする。仲裁に要する費用（代理人・弁護士費用を含む。）は仲裁判断に特段の定めのない限り、敗訴側が負担するものとする。

#### 第 2 2 事務

ARIM に関する事務は、共創活動推進課において処理する。

#### 第 2 3 その他

この要項に定めるもののほか、ARIM に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

#### 第 2 4 実施時期

この要項は、令和 4 年 3 月 28 日から実施し、令和 4 年 4 月 1 日以後の利用に係る利用料金について適用する。

#### 第 2 5 経過措置

この要項の実施の際、既に申込みをしている者に係る利用料金の額は、この要項の規定にかかわらず、従前の例による額とする。